

平成23年5月7日

文化庁

我が国の推薦資産に係る世界遺産委員会諮問機関による 評価結果及び勧告について(第二報)

ユネスコの世界遺産は、各締約国が「世界遺産暫定一覧表」に記載したものの中から推薦を行い、世界遺産委員会の諮問機関(文化遺産においてはICOMOS、自然遺産においてはIUCN(※)による審査と勧告を経て、世界遺産委員会により一覧表への記載の可否が決定されます。

今般、我が国から推薦を行っている3つの遺産のうち、2遺産について、ICOMOS及びIUCNによる勧告がユネスコ世界遺産センターより通知されました。各遺産の推薦に係る経緯と評価結果は下記の通りです。

なお、「ル・コルビュジエの建築作品ー近代建築運動への顕著な貢献ー」については、勧告がなく、追加資料で後日通知とされています。新たな通知日程等については現在関係機関に照会中です。

(※) 世界遺産委員会の諮問機関

●ICOMOS(イコモス): 国際記念物遺跡会議

International Council on Monuments and Sites

文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織(NGO)。本拠地はパリ。
1965年設立。

●IUCN: 国際自然保護連合

International Union for Conservation of Nature and Natural Resources

野生生物の保護、自然環境及び自然資源の保全に係る調査研究、途上地域への支援等を行う国際機関。本拠地はスイス。1948年設立。

(参考)「世界遺産条約履行のための作業指針」

段落30 世界遺産委員会への諮問機関は、ICCROM(文化財保存及び修復の研究のための国際センター)、及びICOMOS(国際記念物遺跡会議)、そしてIUCN(国際自然保護連合)とする。

段落31 e) ICOMOS、IUCNについては、世界遺産一覧表登録推薦資産を審査し、委員会に審査報告を行うこと。

(参考) 諮問機関による評価結果の4つの区分

- ① 記載(Inscription): 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会(Referral): 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期(Deferral): より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載(Not to inscribe): 記載にふさわしくないもの。(世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。)

1 文化遺産候補「平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」(所在地:岩手県)について

(1)これまでの経緯:

平成13年 4月	我が国の世界遺産暫定一覧表に記載
平成18年12月	「平泉一浄土思想を基調とする文化的景観」として推薦書提出
平成19年 8月	ICOMOSから派遣された専門家による現地調査
平成20年 5月	ICOMOSによる「記載延期」の勧告
平成20年 7月	第32回世界遺産委員会(カナダ・ケベックシティ)で「記載延期」の決議
平成22年 1月	「平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」として推薦書を再提出
平成22年 9月	ICOMOSから派遣された専門家による現地調査

(2)ICOMOSの評価結果及び勧告の内容

<要旨>

「平泉一仏国土(浄土)をあらわす建築・庭園及び関連する考古学的遺跡群」については、ICOMOSの評価結果が示され、「記載」が適当との勧告がなされた。

<指摘を受けた主な事項>

- 構成資産に「柳之御所遺跡」を含めることについて
- 基準iv)の適用について
- 資産の名称について

※ICOMOSの評価結果における上記指摘事項の内容については別添のとおり。

2 自然遺産候補「小笠原諸島」(所在地:東京都)

(1)これまでの経緯:

- 平成19年 1月 我が国の世界遺産暫定一覧表に記載
- 平成22年 1月 「小笠原諸島」としてユネスコへ推薦書を提出
- 平成22年 7月 IUCNから派遣された専門家による現地調査

(2)IUCNの評価結果及び勧告の内容

<要旨>

「小笠原諸島」については、IUCNの評価結果が示され、「記載」が適当との勧告がなされた。

<指摘を受けた主な事項>

※IUCNの評価結果における上記指摘事項の内容については別添のとおり。

3 3つの遺産に係る今後の予定

第35回世界遺産委員会(平成23年6月19日~29日、於:パリ※)において、ICOMOS及びIUCNの勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される。

なお、世界遺産委員会による決議は、諮問機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分により行われる。

また、「ル・コルビュジエの建築作品ー近代建築運動への顕著な貢献ー」についても、予定通り上記の委員会で審議が行われる予定。

※第35回世界遺産委員会は、当初バーレーンで開催される予定であったが、当国の事情によりパリのユネスコ本部で開催されることとなった。

<担当>

文化庁文化財部記念物課

課長 矢野 和彦 (内線2873)

世界文化遺産室長 小林 万里子 (内線4784)

世界文化遺産推薦係長 坂本 真樹 (内線2877)

文化財調査官 西 和彦 (内線4763)

電話:03-5253-4111(代表) 03-6734-2877(直通)

イコモスからの主な指摘の概略

① 完全性・真実性について

鉄塔や建築物等により資産の価値に対する悪影響がみられるものの、完全性と真実性は担保されているとされた。

② 顕著な普遍的価値について

金色堂を含む中尊寺、毛越寺をはじめとする4つの庭園^(※)及び金鷄山については仏国土(浄土)を表す資産として顕著な普遍的価値が認められるとされた。

(※) 中尊寺(大池跡)、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡

③ 基準ii)の適用について

イコモスの評価結果においては、平泉の寺院と浄土庭園は、アジアの仏教と日本独特の自然信仰、神道が相まった作庭技術が日本独特の庭園意匠となって顕著な事例になったことを示していると考えられるが、柳之御所遺跡については評価基準(ii)にどのように寄与しているか証明されていないと指摘された。

④ 基準iv)の適用について

イコモスの評価結果においては、浄土思想を現世に顕在化しようとした意図を平泉の浄土庭園と寺院群に見ることができ、そのような事例は同時代の朝鮮半島にも見ることができる。日本の浄土庭園の特質は、仏教が日本独自の伝統と融合した点にあり、人類の歴史の特定の時期を示すものではないので、評価基準(iv)は、適合しないと指摘された。

⑤ 基準vi)の適用について

イコモスの評価結果においては、浄土庭園には仏教と日本の自然信仰の融合が明確に表現されており、評価基準(vi)において、浄土思想は、日本のみならず東南アジアにも影響を与えた顕著な普遍的な意味をもつ思想であると考えられると指摘された。

⑥ 柳之御所遺跡について

推薦書においては、「為政者としての奥州藤原氏が仏教に基づく理想世界の実現を目指し、平泉の造営を進める上での重要な起点となったのみならず、初代清衡が造営した中尊寺金色堂、秀衡が造営した無量光院など、仏国土（浄土）を空間的に表現する建築・庭園とも空間上の緊密な位置関係を持っていた」ことから、柳之御所遺跡は「資産の主題を説明する上で不可欠の構成資産（遺跡）である」と説明した。

しかし、イコモスの評価結果においては、浄土思想との直接的な関連性の点から、本資産の顕著な普遍的価値の一部をなすものとは認められないため、資産から除外することが適当とされた。

⑦ 資産に影響を与える要因について

イコモスの評価結果においては、道路建設などの開発行為が資産に影響する可能性があり、開発行為の実施に当たっては遺産への影響評価（各構成資産への影響及び構成資産と金鶏山との視覚的結びつきへの影響など）が必要であると指摘された。

⑧ 推薦資産の範囲と緩衝地帯について、その保存手法について

イコモスの評価結果においては、いずれも適切であるとされたが、さらに各構成資産間の視覚的結びつきについての保護を強化することの重要性が指摘された。

⑨ 資産の名称について

推薦書では、その名称を「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」としている。

⇒ イコモスの評価結果においては、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園」（仮訳：Hiraizumi - Temples and Gardens Representing the Buddhist Pure Land）への変更を勧告された。

⑩ そのほかの指摘事項

- 中尊寺及び無量光院跡の庭園の発掘調査については、事前にイコモスの評価を受けること
- 考古学的遺跡の保護を積極的に行うこと
- 各資産への影響を慎重に調査した上で、適正な見学者の管理手法を策定すること

(お知らせ)

小笠原諸島の世界遺産一覧表への記載推薦に関する国際自然保護連合 (IUCN) の評価結果及び勧告について

(第二報)

<林野庁同時発表>

<東京都同時発表>

<小笠原村同時発表>

平成 23 年 5 月 7 日 (土)

環境省自然環境局自然環境計画課

(代 表 : 03-3581-3351)

(直 通 : 03-5521-8274)

課 長 : 塚本 瑞天 (内 : 6430)

課長補佐 : 奥山 正樹 (内 : 6435)

専 門 官 : 羽井佐幸宏 (内 : 6477)

我が国が世界遺産一覧表への記載を推薦している「小笠原諸島」について、自然遺産の評価を行う国際自然保護連合 (IUCN) の評価結果が明らかとなり、世界遺産一覧表への「記載」が適当と勧告されました。

評価結果及び勧告の概要をとりまとめましたので、お知らせします。

IUCN 評価結果及び勧告の概要

- ・ IUCN 評価結果及び勧告の概要は別紙のとおりです。
- ・ 今後、評価結果等を詳細に分析し、関係機関や地元の関係する団体とともに、指摘事項等への対応を検討いたします。

「小笠原諸島」に関する IUCN 評価結果及び勧告の概要について

1. 世界遺産一覧表への記載の可否

世界遺産一覧表への記載の可否に関する勧告は以下の3種類に区分されており、「小笠原諸島」については、「記載」の勧告がなされた。

勧告内容	記載の可否に関する諮問機関の勧告の種類
○	「記載」(inscription)
	「不記載」(not recommended for inscription)
	「情報照会」(referral) または「記載延期」(deferral)

2. 記載基準への適合

自然遺産の記載基準のうち、以下に合致することが認められた。

記載基準	評価の内容
ix 生態系	小笠原諸島においては、固有種が多いことと適応放散の証拠の多いことの両方が、他の進化過程を示す資産とは異なっている。その小面積を考慮すると、小笠原諸島は陸貝と維管束植物において例外的に高い固有率を示している。

3. 完全性

世界遺産としての価値を構成するために必要な要素の全てが推薦区域内に入っており、それらなるべく人為的な影響を受けていないことを求める「完全性」に関して、以下のような評価・指摘がなされた。

- 境界線は遺産の主要な価値を包含している。
- 小笠原国立公園がバッファゾーンとしての機能を果たしている。
- 海洋の保護区が部分的に含まれており、陸域と海域の境界部分の効果的な管理に寄与している
- 侵略的外来種の影響等がすでに諸島の多くの地域で見られる。
- 新たな外来種の侵入に対して継続的な注意が必要。
- 利用者のアクセスと外来種の侵入の管理が諸島の保全のために決定的に重要。

4. 保全管理

世界遺産としての価値を長期にわたって維持するための、法的な措置や包括的な仕組みを求める「保全管理」に関して、以下のような評価・指摘がなされた。

- 推薦地の大部分は国有林である。
- 推薦地は3機関が管轄する5種の保護区のいずれか（国立公園、原生自然環境保全地域、鳥獣保護区、森林生態系保護地域、天然記念物）に指定されており、バッファゾーンとしての機能を有する国立公園に囲まれている。
- 関係機関により策定された管理計画とアクションプランは、推薦地だけでなく船舶航路上の取組も含めて管理の対象としており、外来種の侵入防止など重要な事項を取り扱っている。
- 資産の管理上、研究者、管理者、地域の強い連携がみられ、特に科学委員会が順応的な保全管理に果たす役割は賞賛できる。
- 保全管理上の成果、高いレベルの地域参加、多様な機関の連携、推薦過程において海域の推薦地を拡大したことを賞賛する。
- 侵略的な外来種対策への努力を続けることを要請する。

5. その他の勧告事項

- 大規模なインフラ整備について厳格な事前の環境影響評価を実施することを要請する。
- より効果的な管理を行えるようにし、海洋と陸域の生態系の連続性を高めるために、海域の保護区の拡大を検討するよう促す。
- 気候変動の影響の評価と適応のための研究モニタリング計画の策定を促す。
- 予期される利用者の増大について、注意深いツーリズムの管理ができるよう促す。
- 利用者による影響を管理するための規制措置と奨励措置を確保するよう促す。

世界遺産について

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

(1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

(2) 経緯

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択
 昭和50（1975）年 条約発効
 平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効
 平成22（2010）年 8月現在、締結国数187カ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

- ① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- ② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 世界遺産委員会の動向

- ① 世界遺産の総数が、平成22年8月現在、911件（文化遺産704件、自然遺産180件、複合遺産27件）となっている。
- ② このため、世界遺産委員会では、管理可能な規模とするために、各年における新規の記載遺産数を極力抑制する施策がとられている。
- ③ このような傾向はさらに強まる傾向にあり、記載の審議は厳しさを増している。

4. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産11件、自然遺産3件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	〃	〃	文化
3	屋久島	鹿児島県	〃	〃	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	〃	〃	自然
5	古都京都の文化財 （京都市、宇治市、大津市）	京都府、滋賀県	〃	6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	〃	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	4年	〃	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	〃	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	〃	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	〃	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	13年	16年7月	文化
13	知床	北海道	16年	17年7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	13年	19年7月	文化

5. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産13件、自然遺産1件）

【文化遺産】

〔平成4年〕

- ① 「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）
- ② 「彦根城」（滋賀県）

〔平成13年〕

- ③ 「平泉-仏国土を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-」（岩手県）※平成22年1月推薦書を提出。

〔平成19年〕

- ④ 「富岡製糸場と絹産業遺産群」（群馬県）
- ⑤ 「富士山」（静岡県・山梨県）
- ⑥ 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）
- ⑦ 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」（長崎県）
- ⑧ 「国立西洋美術館（本館）」（東京都）※平成23年1月追加情報を提出。

〔平成21年〕

- ⑨ 「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（北海道・青森県・岩手県・秋田県）
- ⑩ 「九州・山口の近代化産業遺産群」（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県）
- ⑪ 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」（福岡県）

〔平成22年〕

- ⑫ 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）
- ⑬ 「百舌鳥・古市古墳群」（大阪府）

【自然遺産】

〔平成19年〕

- ・「小笠原諸島」（東京都）※平成22年1月推薦書を提出。

○ 世界遺産一覧表への登録プロセス

世界遺産への推薦候補を記載した「世界遺産暫定一覧表」を世界遺産委員会に提出



推薦準備作業（顕著な普遍的価値の証明、文化財指定・選定等）



準備が整った資産から順次推薦を決定

- ◆文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会
- ◆文化審議会文化財分科会
- ◆世界遺産条約関係省庁連絡会議



世界遺産委員会へ推薦書（暫定版）提出 [毎年9月30日期限]
(※ 世界遺産センターによる形式審査)



世界遺産委員会へ推薦書（正式版）提出 [1月末まで]



専門家で構成された国際非政府機関（イコモス：国際記念物遺跡会議）による審査 [約1年半の審査]
(※ この間にイコモスによる現地審査含む)



イコモスによる評価結果の勧告（例年5月）



世界遺産委員会で登録の可否を決定 [推薦翌年の6~7月]

〈 世界遺産委員会の決議は、次の4区分 〉

- ① 記載 (Inscription) : 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会 (Referral) : 追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回すもの。
- ③ 記載延期 (Deferral) : より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度イコモスの審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載決議 (Decision not to inscribe) : 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

世界遺産一覧表への評価基準

世界遺産委員会の定める「世界遺産条約履行のための作業指針」に次のとおり規定されている。

段落 7 7 本委員会は、ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値（段落 4 9 – 5 3 を参照）を有するものとみなす。

- 文化遺産に適用
- i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
 - ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
 - iii) 現存するか消滅しているにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
 - iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本である。
 - v) あるひとつの文化（又は複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）
 - vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
- 自然遺産に適用
- vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
 - viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
 - ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群衆の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
 - x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

段落 7 8 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び／又は真実性の条件についても満たしている必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

※ 資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファ・ゾーン）を設定することが求められている。（段落 1 0 3）

最近の世界遺産委員会の審査状況

\	2004年(第28回)	2005年(第29回)	2006年(第30回)	2007年(第31回)	2008年(第32回)	2009年(第33回)	2010年(第34回)
審査件数	41	35	28	35	38	21	28
「記載」となった数	34	24	18	22	27	13	21
採択率【注1】	82%	68%	64%	63%	71%	62%	75%

〈参考〉「記載」とならなかったものの内訳

\	2004年(第28回)	2005年(第29回)	2006年(第30回)	2007年(第31回)	2008年(第32回)	2009年(第33回)	2010年(第34回)
記載とならなかったものの数	7	11	10	13	11	8	7
〔うち 情報照会〕	〔 1 〕	〔 6 〕	〔 4 〕	〔 5 〕	〔 4 〕	〔 6 〕	〔 3 〕
記載延期	〔 5 〕	〔 3 〕	〔 5 〕	〔 7 〕	〔 6 〕	〔 2 〕	〔 4 〕
不記載	〔 1 〕	〔 2 〕	〔 1 〕	〔 0 〕	〔 1 〕	〔 0 〕	〔 0 〕

【注1】採択率＝(自然・文化・複合の新規登録件数)／(自然・文化・複合の新規審査件数(拡張申請及び取り下げを除く))

「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」 世界遺産推薦書概要

1 名称

平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—

2 遺産の種別

文化遺産 記念工作物・遺跡

3 所在地

岩手県平泉町

4 構成資産

・中尊寺（ちゅうそんじ）：特別史跡

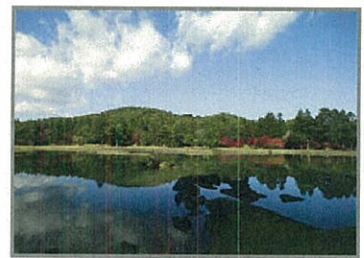
奥州藤原氏の初代清衡が12世紀始めから四半世紀をかけて造営した寺院。境内には、金色堂、金色堂覆堂、経蔵等の国宝及び重要文化財がある。また、鎮護国家大伽藍一区跡等、境内の全域が特別史跡に指定されている。

金色堂（金色堂）…中尊寺境内北西側に位置する阿弥陀堂建築。藤原氏4代の遺体及び首級をミイラとして安置した霊廟であり、平泉の政治・行政のみならず、精神的な拠り所となっている。



・毛越寺（もうつうじ）：特別史跡・特別名勝

2代基衡が12世紀中頃に造営した寺院の跡である。境内には、特別名勝に指定されている「浄土庭園」と、特別史跡及び特別名勝の構成要素である常行堂が含まれている。また、常行堂で行われる常行三味の修法と「延年」の舞は、12世紀における浄土思想の無形の要素として重要である。



・観自在王院跡（かんじざいおういんあと）：特別史跡・名勝

毛越寺の東に接して基衡の妻が建立した寺院。発掘調査の結果、園池を中心として、南側には大小の阿弥陀堂が設けられており、阿弥陀如来の極楽浄土の表現を意図して「浄土庭園」が造られていたことが明らかとなっている。



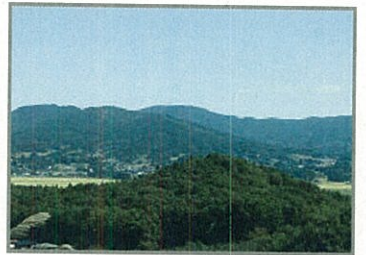
・無量光院跡（むりょうこういんあと）：特別史跡

3代秀衡が12世紀後半に建立した寺院の跡。西方に金鶏山が控え、園池に浮かぶ大小3つの島に翼廊付の仏堂と拝所・舞台をそれぞれ設けた空間構成は、「浄土庭園」の最も発展した形態と考えられる。



・金鶏山（きんけいさん）：史跡

標高98.6mの山で、山頂に経塚が設けられていた。浄土思想に基づいて完成された政治・行政上の拠点である平泉の空間設計の基準となった信仰の山である。



・柳之御所遺跡（やなぎのごしよいせき）：史跡

奥州藤原氏の住居であるとともに、政務の場でもあった「平泉館」と呼ばれる居館の跡である。初代清衡が造営した中尊寺金色堂、秀衡が造営した無量光院など、仏国土（浄土）を空間的に表現する建築・庭園とも空間上の緊密な位置関係を持つ。



5 登録基準の適用

以下に示すとおり、本資産は世界遺産の登録基準のii)、iv)、vi)の観点から評価が可能である。

・評価基準(ii)

平泉の仏堂・浄土庭園群及び考古学的遺跡群は、6世紀に中国・朝鮮半島から伝来し、日本古来の自然崇拜思想と融合しつつ、12世紀にかけて独特の性質を持つものへと展開を遂げた日本の仏教、その中でも特に興隆した浄土思想に基づき、現世における仏国土（浄土）の空間的表現を目指して創造された顕著な事例である。

それらは、仏教とともに受容した伽藍造営の理念及び意匠・技術を出発点とするのみならず、同時に受容した外来の作庭思想と古来の水辺の祭祀場における水景の理念、意匠・技術との融合をも出発点として、それに後続して成立・発展を遂げた日本の独特の仏堂・浄土庭園の理念及び意匠・技術の伝播の過程を証明している。

したがって、それらは東アジア地域における建築・庭園の意匠・設計に関する人類の価値観の重要な交流を示している。

・評価基準 (iv)

日本の12世紀は、浄土思想に基づき、現世に仏国土（浄土）を実現できると考えられた独特の時代であり、建築・庭園が一体となって仏国土（浄土）を表す多くの作品群が生み出された。平泉の構成資産の中でも仏堂及び一群の庭園は仏国土（浄土）を空間的に表現しようとした優秀な芸術作品であり、それらの考古学的遺跡をも含め、世界史上、他の仏教圏では類例を見ることのできない建築・庭園の顕著な事例である。

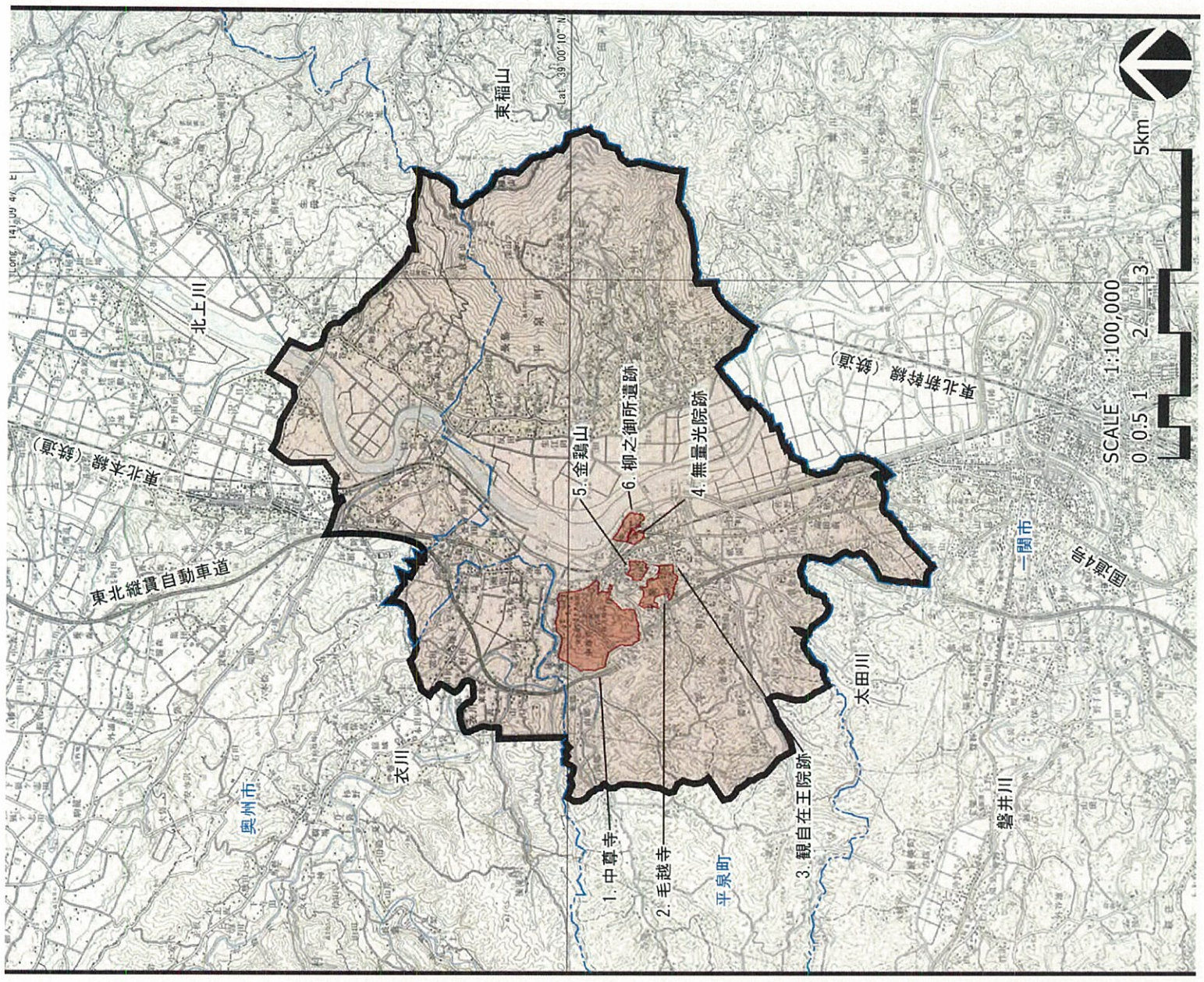
したがって、それらは建築・庭園の分野における人類の歴史の重要な段階を示す傑出した類型である

・評価基準 (vi)

平泉が造営される過程で重要な意義を担ったのは、日本固有の自然崇拜思想とも融合しつつ、独特の展開を遂げた日本の仏教であり、その中でも末法の世が近づくにつれて興隆した阿弥陀如来の極楽浄土信仰を中心とする浄土思想である。

それは、12世紀における日本人の死生観を醸成する上で重要な役割を果たし、世界の他の地域において類例を見ない仏国土（浄土）を空間的に表現した建築・庭園群などの理念、意匠・形態へと直接的に反映した。さらに、それらは宗教儀礼や民俗芸能等の無形の諸要素として、今日においてもなお確実に継承されている。

したがって、平泉の建築・庭園及び考古学的遺跡群の有形的な側面に関連する信仰、思想、伝統は、顕著な普遍的意義を持っている。



凡例		
推薦資産	187.0ha	
1. 中尊寺	(137.2ha)	
2. 毛越寺	(22.7ha)	
3. 觀自在王院跡	(3.8ha)	
4. 無量光院跡	(4.2ha)	
5. 金鷄山	(8.3ha)	
6. 柳之御所遺跡	(10.8ha)	
緩衝地帯	5,998.0ha	
		市町境



(参考)

前回の推薦書からの変更点について

1. 前回の推薦書について(平成 18 年 12 月)「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観—」

第 1 回目の推薦書においては、平泉が政治・行政上の拠点であるという考え方を示すとともに、全体を文化的景観として構成資産（9 資産）を提示。

[第 1 回目の推薦における構成資産]

「中尊寺」、「毛越寺」、「無量光院跡」、「柳之御所遺跡」、「金鶏山」「達谷窟」、「白鳥館遺跡」、「長者ヶ原廃寺跡」、「骨寺村荘園遺跡と農村景観」

2. イコモス勧告及び世界遺産委員会での審査について（平成 20 年 5 月～7 月）

イコモス勧告及び世界遺産委員会審査においては、「記載延期」という結果であった。

[イコモス勧告の主な内容]

- ・文化的景観として推薦されているが、構成資産は全体の景観というよりも個々の要素に限定されている。(文化的景観とはみなせない。)
- ・浄土思想の観点からの推薦資産の範囲について再検討が必要

3. 今回の推薦書について（平成 22 年 1 月）「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」

イコモス勧告及び世界遺産委員会の審査の結果を受け、地元において設置した推薦書作成委員会及び国際専門家会議において構成資産を改めて検討した結果、「文化的景観」という考え方は採用せず、統一的な概念を「浄土世界」として設定すること、建築・庭園をはじめ浄土世界を作り上げるうえで関連の深い要素に限定することとし、「浄土思想の表現」に直接的に関連する遺跡等として 6 資産とした。

[第 2 回目の推薦における構成資産]

「中尊寺」、「毛越寺」、「観自在王院跡」、「無量光院跡」、「金鶏山」、「柳之御所遺跡」

【参考】

構成資産名	所在地	1 回目推薦書 (平成 18 年 12 月)	2 回目推薦書 (平成 22 年 1 月)
中尊寺	岩手県西磐井郡平泉町	○	○
毛越寺	岩手県西磐井郡平泉町	○	○
観自在王院跡	岩手県西磐井郡平泉町	(「毛越寺」に「観 自在王院跡」を含め る形で整理)	○
無量光院跡	岩手県西磐井郡平泉町	○	○
金鷄山	岩手県西磐井郡平泉町	○	○
柳之御所遺跡	岩手県西磐井郡平泉町	○	○
達谷窟	岩手県西磐井郡平泉町	○	
白鳥館遺跡	岩手県奥州市	○	
長者ヶ原廃寺跡	岩手県奥州市	○	
骨寺村荘園遺跡 と農村景観	岩手県一関市	○	